平成２６年（フ）第７０号
北海道釧路郡釧路町北見団地１丁目57番地
紺野マンション２―103号室
債務者　鳥羽千妃路（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７４号
釧路市文苑４丁目３番15号
債務者　キムラ資材こと　木村　順一
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７７７号
神奈川県大和市柳橋３丁目16番地　ハイム桜ケ丘７―907号
債務者　米花須美子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８号
東京都清瀬市竹丘２丁目12番35―206号
債務者　小関　俊昭
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８０号
北海道河東郡音更町大通11丁目３番地９　エチュード大通Ｄ号室
債務者　佐々木由佳（旧姓鳥海）
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
北海道帯広市西16条南５丁目５番16号　スプルート16・103号
債務者　宮田　浩之
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第５０９７号
東京都渋谷区笹塚３丁目12―11―203
債務者　黒川　三鈴
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０９８号
埼玉県上尾市大字小敷谷77―１　西上尾第二団地２―29―405
債務者　伊藤　伸夫
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７７７号
東京都文京区本郷１丁目28―36―201
債務者　若林　美代（旧姓水沼）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０８５号
東京都葛飾区東新小岩１丁目15―12―202
債務者　今野　吉和
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２６年（フ）第２４０２号
神奈川県横浜市西区戸部本町14―12―102
破産者　渡部　由美（旧姓宮内・村田）
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４０９号
神奈川県川崎市川崎区大師駅前１丁目13―４―403
破産者　会田　龍也
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１１号
東京都立川市幸町６丁目18―１―105
破産者　島村由美子（旧姓杉本）
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１２号
神奈川県川崎市高津区久末462―４―406
破産者　筒井美智代
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１３号
東京都足立区大谷田１丁目25―１
破産者　渡辺　洋子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４２０号
千葉県松戸市中根159―７―403
破産者　岩崎　正男
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４２１号
東京都板橋区高島平１丁目67―11　アネックスＫ105
破産者　竹田　　実
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４２２号
東京都北区栄町４―15―202、住民票上の住所東京都足立区神明１丁目12―９
破産者　辻浦　航海
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４２３号
千葉県船橋市山手２丁目６―13
破産者　伊藤　博子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部